

令和6年1月28日執行予定
甲 州 市 長 選 挙

候補者の手引き

甲州市選挙管理委員会

は し が き

この手引きは、令和6年1月28日に執行予定の甲州市長選挙において、候補者となろうとする者、他人を候補者として推薦しようとする者並びに候補者となった者の立候補届出の手続き、選挙運動の方法等について、その概要を記し、候補者の手引きとして編集したものです。

関係する方々は、内容を十分ご理解いただき、事務手続きに漏れ等のないように配慮をお願いいたしますとともに、公正・公平な明るい選挙の実現に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、疑問等がありましたら、甲州市選挙管理委員会へお問い合わせください。

令和5年12月

甲州市選挙管理委員会

(略 称)

甲州市選挙管理委員会	市委員会
公職選挙法	法
公職選挙法施行令	令
公職選挙法施行規則	規則
公職選挙郵便規則	郵規
地方自治法	自治

目 次

留 意 事 項.....	1
甲州市長選挙の主な日程等	2
候補者等が行う届出等の概要.....	3
第 1 立候補の手続き.....	4
1 選挙候補者としての資格.....	4
2 立候補届出前の準備.....	5
3 立候補届出の手続き	7
4 届出書等の記載上の注意.....	8
5 市委員会又は選挙長から候補者に交付する物件及び証明書等.....	14
第 2 立候補の準備行為.....	16
第 3 候補者となった場合に必要な届出・申請等	17
1 届出等の種類及び時期.....	17
2 届出等の方法.....	17
第 4 選挙運動	21
第 5 当選人の確定及び就任期間.....	29
1 当選人の確定	29
2 当選人の任期.....	29
第 6 選挙運動の費用.....	30
1 選挙運動費用の制限	30
2 出納責任者の選任及び届出.....	30
3 会計帳簿の備付けと記載	31
4 収支報告書の記載及び提出.....	33
5 収支報告書の添付書類.....	33
6 選挙運動に関する支出とみなされないもの	34
7 収支報告書の公表	34
8 会計帳簿及び書類等の保存義務.....	34
9 収支報告書の提出期限	34
甲州市議会議員一般選挙における「選挙運動員又は労務者に対する実費弁償及び報酬の額」...	35

留 意 事 項

- 1 立候補届出の際、物品や証明書類の交付を受けるときは、交付目録と対照して、その種類と数量を必ず点検し、不足、二重交付、不備等があったときは、直ちに係員に申し出てください。
- 2 甲州市選挙管理委員会委員長及び甲州市長選挙の選挙長の氏名は次のとおりです。

甲州市選挙管理委員会 委員長 ^{いわした} 岩下 ^{ひろし} 洋

甲州市長選挙 選挙長 ^{いわした} 岩下 ^{ひろし} 洋

- 4 選挙管理委員会及び選挙長に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に行わなければなりません(法 270)。午後 5 時を過ぎると、どのような事情があっても受け付けることはできませんので、特に期日の指定がある届出等については注意してください。

また、これらの届出等の効力は到着主義をとっていますので、届出は締切日(期限)より余裕をもって早めに提出してください。

- 5 選挙に関するお問い合わせ

甲州市選挙管理委員会事務局(甲州市役所本庁舎 2 階 総務課内)

〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

電話番号 0553-32-2111

ファクシミリ 0553-32-1818

E-mail soumu@city.koshu.lg.jp

甲州市ホームページ <http://www.city.koshu.yamanashi.jp>

甲州市長選挙の主な日程等

日にち(令和5年)	内 容
12月21日(木)	甲州市長選挙立候補予定者説明会 甲州市役所本庁舎2階 第一会議室 午後1時30分から
日にち(令和6年)	内 容
1月9日(火)～ 1月15日(月)	立候補届出書類 事前審査【◎事前予約制】 甲州市役所本庁舎1階 市民ギャラリーほか [午前]9:00～12:00/[午後]1:30～4:30
1月20日(土)	選挙人名簿登録基準日及び登録日(ただし、年齢は1月28日)
1月21日(日)	選挙期日告示・諸告示 <u>立候補届出受付</u> 甲州市役所本庁舎2階 第一会議室 午前8時30分から午後5時まで
1月22日(月)～ 1月27日(土)	期日前投票(本庁舎1階市民ギャラリー、勝沼防災センター、大和公民館) 不在者投票(本庁舎1階市民ギャラリーのみ) 午前8時30分から午後8時まで
1月25日(木)	選挙立会人届出期限(午後5時まで)
1月27日(土)	選挙運動最終日(午後8時まで)
1月28日(日)	<u>投票日(市内16か所)</u> 午前7時から午後8時まで(一部投票区を除く) <u>開票及び選挙会(甲州市役所本庁舎 地下会議室)</u> 午後9時から
1月29日(月)	<u>当選証書付与式</u> 甲州市役所本庁舎2階 第一会議室 午前10時00分から
2月3日(土)	兼職・請負等をやめた旨の届出期限(午後5時まで) 告知から5日以内
2月12日(月)	選挙運動費用収支報告書提出期限(午後5時まで) 選挙の手続、又は当選人の決定についての異議の申し出の提出期限 選挙期日から15日以内

候補者等が行う届出等の概要

日時・期限等(令和3年)		内 容	届出先	摘 要
1月9日(火) ~1月15日(月)	9:00~12:00 13:30~16:30	立候補届出書類の事前審査(届出書、ビラ、ポスター、公費負担関係)	選挙長 市委員会	審査後、 <u>選挙運動ポスター掲示場一覧表</u> を配布します。
1月21日(日)	8:30~17:00	立候補届出受付	選挙長	郵便等によることなく、自ら文書で届出を行う
		通称認定申請書	選挙長	通称の使用を希望する場合
		立候補の辞退	選挙長	郵便等によることなく、自ら文書で届出を行う
	17:30~	投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ	市委員会	候補者又はその代理人はくじに立ち会うことができる
選挙運動期間中 1月21日(日) ~1月27日(土)		選挙事務所設置(異同)届出	市委員会	設置(異同)後直ちに 推薦届出者が設置(異同)の場合は候補者の承諾書を添付
		選挙用葉書の受領	日本郵便(株) 山梨郵便局	「候補者用通常葉書使用証明書」添付 2,000枚(無料)
		選挙用葉書の差出	同上	「選挙運動用通常葉書差出票」を添付 (※差出票1枚で通常葉書200枚)
		新聞広告	新聞社	「新聞広告掲載証明書」を添付 2回(有料)
		公営施設使用の個人演説会開催申出書	市委員会	開催日前2日までに提出 開催できる期間は1月23日から1月27日まで
1月25日(木)	~17:00	選挙立会人となるべき者の届出	選挙長	本人の承諾を得て、1人を選挙立会人となるべき者として届け出ることができる
	17:30~	選挙立会人となるべき者を定めるくじ	選挙長	届出が10人を超えるとき
1月28日(日)	7:00~ 20:00	投票		市内16投票所
	21:00~	開票・選挙会		甲州市役所本庁舎 地下会議室
1月29日(月)	10:00~	当選証書付与式		甲州市役所本庁舎 2階 第一会議室
2月12日(月)	~17:00	選挙運動費用収支報告書(第1回分)の提出期限	市委員会	選挙期日から15日以内

第 1 立候補の手続き

1 選挙候補者としての資格

(1)市長の場合

市の市長の資格は、次のすべての要件が必要となります。

- ① 日本国民であること
- ② 選挙期日現在、年齢が満 25 歳以上であること
- ③ 甲州市に引き続き 3 か月以上住所を有すること
- ④ 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者でないこと
- ⑤ 禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと(刑の執行猶予中の者を除く。)
- ⑥ 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後 5 年間(被選挙権は 10 年間)を経過しない者。または刑の執行猶予中の者でないこと。
- ⑦ 選挙に関する犯罪で禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者でないこと
- ⑧ 公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者でないこと
- ⑨ 政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者でないこと

(2)重複立候補の禁止

この選挙において公職の候補者となった者は、同時に他の選挙の公職の候補者となることはできません。

(3)連座制による立候補の制限

総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者又は立候補予定者の親族、秘書、組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯し、一定以上の罪に処せられた場合は、連座により、候補者の当選が無効となるとともに、連座裁判確定等の時から 5 年間、同じ選挙で同一の選挙区から立候補できないことがあります。

(4)選挙事務関係者及び立候補制限のある公務員でないこと

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で候補者となることができません。又、国又は地方公共団体の公務員は、原則として在職のまま立候補することはできません。これらの者が立候補したときは、立候補届出の日に公務員たるを辞したものとみなされます(法 90)。

2 立候補届出前の準備

甲州市長選挙における立候補の届出又は推薦届出は、選挙期日の告示の日(1月21日)に郵便によることなく文書により直接選挙長に対して行うこととなりますが、あらかじめ次のことを準備しておいてください。

(1) 供託をすませるおくこと

イ) 供託額

候補者1人について100万円の金額又はこれに相当する額面の国債証券を供託しなければなりません。

ロ) 供託者

立候補の届出を本人がする場合には本人であり、推薦届出をする場合には推薦届出人でなければなりません。推薦届出人が2人以上ある場合には、その中の1人でもかまいません。

この場合、法務局に出向く者はかならずしも本人又は推薦届出人に限られるものではなく、その者の代理人でもよいことになっています。

ハ) 時期

供託は選挙期日の告示日前であっても、甲州市長選挙のためにすることが明らかである場合には、いつでも行うことができます。

ニ) 手続き

山梨県において供託事務を取扱う場所は次のとおりです。

- 甲府市丸の内一丁目1-18 甲府地方法務局 供託課(055-252-7151)
- 南巨摩郡富士川町鰍沢2543-4 甲府地方法務局 鰍沢支局(0556-22-0174)
- 大月市御太刀二丁目8-10 甲府地方法務局 大月支局(0554-22-0799)

ホ) 供託証明書(供託書正本)の受領

立候補の届出又は推薦届出をする場合には、立候補届出書の添付書類として「供託証明書(供託書正本)」を添付しなければなりませんので、供託をした場合には必ず「供託証明書(供託書正本)」を受領してください。

ヘ) 供託物の没収

次に該当する場合は、いずれも供託金は没収されます。

- ① 候補者の得票数の10分の1未満の場合
- ② 候補者が立候補を辞退した場合
- ③ 候補者が立候補禁止の公職に就いたため立候補を辞退したとみなされる場合、又は届出が却下された場合

ト) 供託物の返還

次に該当する場合は、いずれも供託物は返還されます。

- ① 上記への①から③に該当しない場合
- ② 選挙の全部が無効となった場合

- ③ 候補者が選挙期日の投票開始時間までに死亡した場合
- ④ 無投票の場合

(2)立候補届出の際必要となる書類であらかじめ準備しておかなければならないもの

立候補の届出は、「甲州市長選挙候補者届出書」又は「甲州市長選挙候補者推薦届出書」により行われますが、この場合、次のものが必要となりますので、あらかじめ準備しておいてください。

ア 供託証明書(供託書正本)

この書面中には、候補者の氏名が記載されていなければなりません。

イ 所属党派(政治団体)証明書(政党その他の政治団体に所属する候補者のみ)

候補者届の党派欄に政党又は政治団体の記載のある場合には、この政党その他の政治団体の証明書が必要になりますので、あらかじめその所属する政党又は政治団体の証明書を用意しておいてください。

なお、甲州市長選挙の候補者にあつては、所属党派証明書は、この政党その他の政治団体の本部又は支部の会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者の発行するものでなければなりません。

ウ 戸籍の謄本又は抄本

最近のもの(告示日3カ月前以内)を添付してください。

候補者本人の戸籍の謄本又は抄本は、本籍地の市町村長が交付しますので、本籍地が遠隔地にある者は、早めに準備しておいてください。

エ 候補者推薦届出承諾書(推薦届出の場合のみ)

他の人を候補者として推薦の届出をしようとする場合には、候補者となるべき者の「候補者推薦届出承諾書」が必要になります。

オ 選挙人名簿登録証明書(推薦届出の場合のみ)

他の人を候補者として推薦届出できる者は、この選挙の選挙人名簿に登録されている者でなければならないこととされており、届出の際には、選挙人名簿に登録されていることの証明書が必要になりますので、推薦届出をしようとする者は、あらかじめ市委員会から「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けておいてください。

(3)立候補届出書類の事前審査

上記により準備した関係書類の事前審査を次のとおり行います。これは、告示日当日の立候補届出事務を円滑に行うためのものですから必ず受けてください。

① 日時 1月9日(火)~15日(月)を予定

午前9時から正午まで、午後1時30分から午後5時30分まで

② 場所 甲州市役所本庁舎 2階第二会議室(場合により他会場を使用)

③ 準備するもの

ファイルの最終ページ『立候補届出書類等の事前審査について』の2ページ目以降に記載しておりますのでご確認ください。

※事前予約制としますので、あらかじめ市委員会までご連絡ください。

3 立候補届出の手続き

立候補の届出は、選挙期日の告示日の 1 日間のみで、郵便によることなく自ら文書で選挙長へ届け出なければなりません。

(1)立候補届出受付の日時・場所

令和6年1月21日(日)午前8時30分から午後5時まで
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

(2)届出人

届出人は、候補者本人又は候補者の承諾を得た推薦人です。

(3)受付順序

受付は、告示日の午前8時30分までに受付の場所に到着した者については、選挙長がくじにより定めた順序とし、午前8時30分を過ぎて到着した者については、到着順に受付しますのでご承知ください。

なお、立候補届出の際、市委員会及び選挙長から各種の物件及び証明書等を渡しますので間違いのないよう受領してください。また、立候補届出書に使用した印鑑を必ず持参してください。

(4)届出に必要な書類

立候補の届出に際しては、本人届出、推薦届出の別により、それぞれ次の書類が必要になりますが、それぞれの書類の記載にあたっては、「4 届出書等の記載上の注意」を参照してください。

ア 本人届出の場合

- ① 甲州市長選挙候補者届出書(本人届出)
- ② 供託証明書(供託書正本)
- ③ 宣誓書
- ④ 所属党派証明書(政党その他の政治団体に所属する候補者のみ)
- ⑤ 戸籍の謄本又は抄本
- ⑥ 通称認定申請書(該当の場合のみ)

イ 推薦届出の場合

- ① 甲州市長選挙候補者届出書(推薦届出)
- ② 候補者推薦届出承諾書
- ③ 選挙人名簿登録証明書(推薦届出者のもの)
- ④ 供託証明書(供託書正本)(推薦届出者名義によるもの)
- ⑤ 宣誓書
- ⑥ 所属党派証明書(政党その他の政治団体に所属する候補者のみ)
- ⑦ 戸籍の謄本又は抄本
- ⑧ 通称認定申請書(該当の場合のみ)

4 届出書等の記載上の注意

(1)届出書(本人届出、推薦届出)

① 文字

届出事項は、正確に「楷書」で記入してください。

② 氏名

氏名は戸籍簿に記載されている氏名を記入してください。氏名の文字は特に正確に記載し、ふりがなは「ひらがな」で記入してください。氏名欄に、通称名を記載することはできません。ただし、戸籍に記載されている文字について、常用漢字表、常用漢字字体表及び人名用漢字表に対応する文字がある場合には、その文字を使用することができます。

(例)澤 → 沢 櫻 → 桜 榮 → 栄 壽 → 寿
廣 → 広 齋 → 齊 嶋 → 島 實 → 実

③ 本籍

被選挙権の有無の判定上必要がありますので、戸籍の謄本又は抄本に記載されたとおり正確に記入しなければなりません。なお、年齢は、選挙期日現在の満年齢を記入してください。

④ 住所

本籍地と同様に、県名から番地まで正確に記入してください。住所と本籍が同じであっても、「同上」、「上に同じ」、「〃」等と記入しないでください。

⑤ 党派

政党又は政治団体に所属されている場合、所属党派証明書と同一の政党(政治団体)名を記入してください。候補者が2以上の政党(政治団体)に所属する場合はいずれか1の政党(政治団体)の名称を記入してください。なお、どの政党(政治団体)にも所属していない場合は、「無所属」と記入してください。

⑥ 職業

なるべく具体的に記入してください。特に公職に就いている方は詳細に記入してください。例えば、単に「公務員」ではなく、「民生委員・児童委員」、「人権擁護委員」等と記入してください。兼職を禁止されている職にある方は、その職名、又は地方自治法92条の2に規定する方についてはその旨を記載しなければなりません。

⑦ 一のウェブサイト等のアドレス

選挙運動に用いる文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)のアドレスを記入してください。なお、届出のあったウェブサイト等のアドレスは、市ホームページ上で公開します。利用予定がない場合は、何も記入しないでください。

(2) 添付書類

① 宣誓書

候補者となることができない者でない旨の宣誓書

② 所属党派証明書(※無所属の方は必要ありません。)

所属党派証明書の発行者は、当該政党その他の政治団体の本部の総裁、会長、委員長、その他これに準ずる地位にあるものに限定されています。(各政党とも選挙の種類によって定められており、それ以外の者のした証明書は証明の効力がないことになるので留意してください。)

③ 戸籍の謄本又は抄本

告示日の 3 か月前以内のものを提出してください。候補者の本籍地の市町村長から交付を受けてください。

④ 通称認定申請書

甲州市長選挙の候補者が

a 立候補届出の告示

b 新聞広告

c 選挙公報

d 投票記載所及び不在者投票記載場所の氏名等の掲示

に候補者の戸籍簿に記載された氏名に代えて、本名以外の通称の使用を希望するときは、次の手続きにより選挙長の通称使用認定を受けなければなりません。

(注)通称使用の認定(認定書の交付)を受けたときは、a から d の場合に必ず通称を記載し、又は使用されますので、ご注意ください。

ア 通称の使用申請

候補者が、本名に代えて通称の使用を希望するときは、あらかじめ市委員会が配付する「通称使用認定申請書」により、立候補の届出と同時に選挙長に申請してください。

なお、この場合には、この通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料(名刺、葉書、著書等)を添付してください。

イ 通称の認定

本名に代わる呼称が通称として認定されるためには、その呼称がこの選挙の区域の全域にわたって本人を指称するものとして広く通用しているものでなければなりません。

また、氏名の漢字に代えて平仮名又は片仮名の使用を希望する場合であっても、通称の使用認定を受けなければなりません。この場合には、資料の提示は不要です。

⑤ 供託証明書(供託書正本)

(3) 立候補の辞退届

立候補を辞退する方は、選挙長に文書で告示日(1月21日午前8時30分から午後5時まで)に辞退の届出をしなければなりません。なお、それ以降は立候補の辞退をすることはできません。

<記載例>

甲州市長選挙候補者届出書(本人届出)

ふりがな 候補者	せん かん た ろう 選 管 太 郎		性 別	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女
本 籍	山梨県〇〇郡〇〇町大字〇〇 ××××番地			
住 所	山梨県甲州市〇〇〇12番地34			
生年月日	平成〇年〇月〇日 (満〇歳)			
党 派	〇〇△△党	職 業	〇〇株式会社 社長	
一のウェブサイト 等のアドレス	http://〇〇〇〇〇.〇〇.〇〇			
選 挙	令和6年1月28日執行 甲州市長選挙			
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派証明書 4 戸籍の謄本又は抄本			

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 6年 1月 21日

氏 名 **選 管 太 郎**

甲州市長選挙 選挙長 岩下 洋 殿

<記載例>

甲州市長選挙候補者届出書(推薦届出)

ふりがな 候補者	せん かん た ろう 選 管 太 郎		性別	男 ・ 女
本籍	山梨県〇〇郡〇〇町大字〇〇 ××××番地			
住所	山梨県甲州市〇〇〇1234番地			
生年月日	平成〇年〇月〇日 (満〇歳)			
党派	〇〇△△党	職業	〇〇株式会社 社長	
一のウェブサイト ト等のアドレス	http://〇〇〇〇〇.〇〇.〇〇			
選挙	令和6年1月28日執行 甲州市長選挙			
添付書類	1 候補者の承諾書 2 選挙人名簿登録証明書 3 供託証明書 4 宣誓書 5 所属党派(政治団体)証明書 6 戸籍の謄本又は抄本及び住民票			

上記のとおり推薦届出をします。

令和 6年 1月 21日

推薦届出者 住 所 山梨県甲州市〇〇〇番地

氏 名 県庁一郎

生年月日 〇年 〇月 〇日生

推薦届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

甲州市長選挙 選挙長 岩下 洋 殿

<記載例>

候補者推薦届出承諾書

令和6年1月28日執行の甲州市長選挙における候補者となることを承諾します。

令和 **6**年 **1**月 **21**日

住 所 **甲州市〇〇〇1234番地**

氏 名 **選管 太郎**

推薦届出者 **県庁一郎** 殿

選挙人名簿登録証明願

住 所 **甲州市〇〇〇4567番地**

氏 名 **県庁一郎**

上記の者は、貴市において令和〇年〇月〇日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明願います。

使用目的

**令和6年1月28日に行われる予定の甲州市長選挙における
候補者の推薦届出書に添付するため。**

令和〇年〇月〇日

甲州市選挙管理委員会委員長 殿

<記載例>

通称認定申請書

(ふりがな) せんかん たろう

候補者氏名 **選管太郎**

(ふりがな) せんかん たろう

呼称 **選管 たろう**

令和6年1月28日執行の甲州市長選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和**6**年 1月 21日

住所 **甲州市〇〇〇1234番地**
氏名 **選管太郎**

甲州市長選挙 選挙長 岩下 洋 殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

5 市委員会又は選挙長から候補者に交付する物件及び証明書等

(1)物件

物件名	交付数	交付者	備 考
選挙運動用 自動車表示板	1	市委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 選挙運動用自動車の前面に常時掲示しておかなければなりません。 2 立候補の届出を受けた後、直ちに交付します。 3 紛失、破損したときは再交付します。 4 候補者でなくなったとき、又は選挙が終了したときは、市委員会へ返還してください。
選挙運動用 拡声機表示板	1	市委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 選挙運動用拡声機の見やすい箇所に常時掲示しておかなければなりません。 2 立候補の届出を受けた後、直ちに交付します。 3 紛失、破損したときは再交付します。 4 候補者でなくなったとき、又は選挙が終了したときは、市委員会へ返還してください。
選挙運動用 自動車乗車用 腕章	4	市委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者及び運転手を除き、常に着用しなければなりません。 2 立候補の届出の際、交付申請をしてください。 3 紛失、破損したときは再交付します。 4 候補者でなくなったとき、又は選挙が終了したときは、市委員会へ返還してください。
街頭演説用 標旗	1	市委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 街頭演説をする場合には、常に掲出しなければなりません。 2 立候補の届出を受けた後、直ちに交付します。 3 紛失、破損したときは再交付します。 4 候補者でなくなったとき、又は選挙が終了したときは、市委員会へ返還してください。
選挙運動 従事者用腕章	11	市委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 街頭演説の場所において選挙運動に従事する者のうち、選挙運動用自動車乗車用腕章を着用している者以外の者は常に着用しなければなりません。 2 立候補の届出の際、交付申請をしてください。 3 紛失、破損したときは再交付します。 4 候補者でなくなったとき、又は選挙が終了したときは、市委員会へ返還してください。

(2) 証明書等

証明書等の種類	交付数	交付者	備考
候補者用 通常葉書 使用証明書	1	選挙長	1 選挙運動用通常葉書の交付を受けるとき、又は、手持ちの通常葉書に選挙用の表示を受けるときは郵便局に提示しなければなりません。 2 立候補の届出を受けた後、直ちに交付します。 3 <u>再交付はしません。</u>
選挙運動用 通常葉書 差出票	10	選挙長	1 選挙運動用通常葉書を郵便局の窓口に出すときに、提出しなければなりません(差出票1枚で通常葉書200枚)。 2 立候補の届出を受けた後、直ちに交付します。 3 <u>再交付はしません。</u>
新聞広告 掲載証明書	2	選挙長	1 選挙に関して新聞広告をするときは、新聞社に提出しなければなりません。 2 立候補の届出を受けた後、直ちに交付します。 3 <u>再交付はしません。</u>

(注) 上記の交付物件及び証明書は法定交付物件ですので、受領と同時にその場で確認をしてください。受領の際は、交付物件受領書(立候補届出の際に配布)に、受領者の署名、押印をしていただきます。立候補届出の際は、忘れないよう必ず持参してください。

第2 立候補の準備行為

選挙運動とは、特定の選挙につき、特定の候補者の当選を得又は得させるために選挙人に働きかける行為です。

立候補届出前の選挙運動、いわゆる事前運動は禁止されています。しかし、次のことを立候補又は選挙運動の準備行為として行うことは、立候補届出前であっても認められています。

- ① 政党等の公認を求める行為
- ② 選挙事務所借入れの内交渉
- ③ 出納責任者又は選挙運動員就任の内交渉
- ④ 事務員・車上運動員(うぐいす嬢など)や労務者雇用の内交渉
- ⑤ 個人演説会場借入の内交渉(公営施設を除く。)
- ⑥ 選挙演説を依頼するための内交渉
- ⑦ 選挙運動用葉書による推薦依頼の内交渉(選挙運動用葉書の作成)
- ⑧ 自動車、拡声機の借入れの内交渉
- ⑨ 立札、看板、ポスター等の作成
- ⑩ 選挙運動資金の調達

以上のような準備行為は、直接選挙人を対象としないものであり、事務上の交渉又は準備に属する行為で、このこと自体が直ちに投票を得ることを目的としないことから、選挙運動とはなりません。

しかし、これらの行為が併せて投票獲得の意図を持って行われるときは、事前運動となります。例えば、これらの行為に名を借りて投票依頼行為に及んだり、不必要に多数の者に対して各種の内交渉がなされたりする場合には、選挙運動となり禁止されます。

第 3 候補者となった場合に必要な届出・申請等

1 届出等の種類及び時期

事項	時期
1 選挙事務所設置(異動)届	設置(異動)後直ちに
2 出納責任者選任(異動)届	選任(異動)直ちに
3 選挙運動のために使用する事務員等の届出	使用する前に
4 選挙公報掲載申請書	1月21日(日) 午後5時まで
5 新聞広告の申込み(新聞広告掲載証明書)	選挙運動期間中必要に応じ
6 通常葉書(無料)の交付申請	選挙運動期間中必要に応じ
7 公営施設使用の個人演説会開催申出	開催日の2日前まで
8 選挙立会人となるべき者の届出	1月25日(木) 午後5時まで
9 候補者の辞退届出	1月21日(日) 午後5時まで
10 選挙運動費用の収支報告書	2月12日(月) 午後5時まで

2 届出等の方法

(1)選挙事務所設置(異動)届

届出先	期限	届出に必要な書類
市委員会	設置(異動)後直ちに	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選挙事務所設置(異動)届 ➤ 推薦届出者が設置(異動)するときは、候補者の承諾書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書も併せて)添付
<p>✓ 設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限られます。(法 130)</p> <p>✓ 設置(異動)後直ちに、市委員会に届け出ることが必要です。(法 130)</p> <p>✓ 設置(異動)できる選挙事務所の数は、候補者 1 人につき 1 箇所です。(法 131)</p> <p>✓ 選挙事務所の設置者は、選挙事務所を 1 日につき 1 回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む。)することができません。(法 131)</p> <p>※詳細は 21 頁を参照。</p>		

(2) 出納責任者選任(異動)届

届出先	期 限	届出に必要な書類
市委員会	選任後直ちに	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出納責任者選任(異動)届 ➤ 推薦届出者が選任(異動)したときは、候補者の承諾書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書も併せて)添付 ➤ 異動の場合は、辞任又は解任を証する書面を添付
<p>○選任の方法(法 180)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 候補者が出納責任者を選任する方法 2. 候補者が自ら出納責任者となる方法 3. 候補者の承諾を得て推薦届出者(推薦者が数人あるときは、その代表者)が出納責任者を選任する方法 4. 候補者の承諾を得て推薦届出者(推薦者が数人あるときは、その代表者)が自ら出納責任者となる方法 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 出納責任者の選任届が市委員会に提出された後でなければ、公職の候補者のために寄附を受け又は選挙運動のための支出をすることはできません。(法 184) 		

(3) 選挙運動のために使用する事務員等の届出

届出先	期 限	届出に必要な書類
市委員会	使用する前に	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選挙運動事務員等届出書
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市長選挙は1日12人以内で、立候補届のあった日から選挙の期日の前日までの期間を通じて、60人を超えない限り、異なる者を届け出て報酬を支給することができます。(令 129) 		

(4) 選挙公報掲載申請書

届出先	期 限	届出に必要な書類
市委員会	1月21日(日) 午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選挙公報掲載申請書 (紙媒体による場合) ➤ 選挙公報掲載原稿 ➤ 写真 (電磁的記録による場合) ➤ 選挙公報掲載原稿を記録した電子データ1式 ➤ 上記の電子データから出力した選挙公報掲載原稿
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 詳細は、別紙 NO.45「選挙公報掲載上の制限及び留意事項」を参照してください。 		

(5)新聞広告の申込み(新聞広告掲載証明書)

届出先	期 限	届出に必要な書類
新聞広告しようとする新聞社	選挙運動期間中 必要に応じ	➤ 新聞広告掲載証明書
<p>➤ 新聞広告は、選挙運動期間中、候補者 1 人につき有料で 2 回掲載することができます。(法 149)</p> <p>➤ 候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した「新聞広告掲載証明書」を提出してください。</p> <p>※詳細は 27 頁を参照。</p>		

(6)通常葉書(無料)の交付申請

届出先	期 限	届出に必要な書類
山梨郵便局	選挙運動期間中 必要に応じ	<p>➤ 候補者用通常葉書使用証明書</p> <p>➤ 選挙運動用通常葉書差出票</p>
<p>➤ 候補者 1 人につき、市長選挙は 8,000 枚の通常葉書が無料で使用できます。(法 142)</p> <p>➤ 通常葉書は、山梨郵便局で交付します。</p> <p>➤ 通常葉書の交付を受ける際は、「候補者用通常葉書使用証明書」を提示してください。なお、交付希望枚数はあらかじめ上記郵便局へ連絡してください。</p> <p>➤ 交付される枚数の全部又は一部の交付を受けない枚数に限り、手持ちの通常葉書(私製を含む。)を選挙郵便物にあてることができます。この場合は、上記郵便局で選挙用の表示を受けてください。</p> <p>➤ 差し出す場合は、直接ポストに入れないで、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて上記郵便局へ差し出して下さい。ポストに入れると配達されません。</p> <p>※詳細は 25 頁を参照。</p>		

(7)公営施設使用の個人演説会開催申出

届出先	期 限	届出に必要な書類
市委員会	開催しようとする期日前 2 日まで	➤ 個人演説会開催申出書
<p>➤ 公営施設を使用して行う個人演説会のみ申出が必要です。民間施設(学校を除く)を使用する場合は、申出は必要ありません。</p> <p>➤ 候補者は、公営施設(学校、公民館及び市委員会が指定した施設)を使用して開催する場合は、候補者 1 人につき同一施設ごとに 1 回に限り無料で使用できます。(法 161、164)</p> <p>➤ 公営施設一覧は、ファイル NO.48 を参照してください。</p> <p>※詳細は 27 頁を参照。</p>		

(8) 選挙立会人となるべき者の届出

届出先	期 限	届出に必要な書類
選挙長	1月25日(木) 午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選挙立会人となるべき者の届出書 ➤ 選挙立会人となるべき者の承諾書
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 候補者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て1人を選挙立会人として届け出ることができます。(法76) ➤ この届出をする場合には、選挙立会人となるべき者が選挙立会人となることを承諾した旨を証する書面を添付しなければなりません。(令82①) ➤ 選挙立会人の届出があった者が10人を超える場合及び同一政党に属する候補者からの届出が3人以上の場合は、選挙長がくじで定めることとなります。(法76) 		

(9) 候補者の辞退届

届出先	期 限	届出に必要な書類
選挙長	1月21日(日) 午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 候補者辞退届出書
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立候補を辞退するときは、候補者が選挙長に対して、その旨を文書で届け出なければなりません。(法86の4、令89) 		

(10) 選挙運動費用の収支報告書

届出先	期 限	届出に必要な書類
市委員会	2月12日(月) ※選挙期日後15日以内	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選挙運動費用収支報告書 ➤ 領収書、その他の支出を証すべき書面の写し ➤ 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書 ➤ 振込明細書に係る支出目的書
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 収支報告書は、1部提出してください。 ➤ 収支報告書には、領収書の写し、又は領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を添えてください。 ➤ 金融機関への振込みを利用し、支出した相手から領収書を徴することができなかった場合には、「振込明細書に係る支出目的書」と振込明細書の写しもしくは「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」と振込明細書の写しを添えてください。 <p>※詳細は30頁以降を参照。</p>		

第 4 選挙運動

1 選挙運動の期間(法 129)

選挙運動ができる期間は、立候補の届出が受理されたときから、選挙期日の前日(1 月 27 日(土))までです。選挙期日当日の選挙運動は禁止されていますので注意してください。

ただし、次の選挙運動は投票日当日でもできることとなっています。

- (1) 投票所を設けた場所の入口から 300m 以外の区域に選挙事務所を設置すること。
- (2) (1)の選挙事務所を表示するために、その場所で、ポスター、立札及び看板の類を通じて 3 つ以内並びにちょうちんの類を 1 つ掲示すること。
- (3) 選挙運動期間中、適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

2 選挙事務所(法 130~132、143、240、令 108)

- (1) 選挙事務所は、候補者又は推薦届出者でなければ、設置することはできません。
- (2) 数:1 箇所
- (3) 設置又は異動の届出は、その都度直ちに届け出てください(移動は 1 日につき 1 回しかできません。)
- (4) 推薦届出者が設置(異動)するときは、候補者の承諾書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書も併せて)を添付してください。
- (5) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用できるもの
(記載内容は、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。)

- | | | |
|---------|---|---|
| ① ポスター | } | 数:合計で 3 枚以内 大きさ:350cm 以内×100cm 以内(縦横自由) |
| ② 立札 | | |
| ③ 看板の類 | | |
| ④ ちょうちん | | 数:1 個 大きさ:高さ 85cm 以内 直径 45cm 以内 |

※ポスター、立札及び看板の類の両面を使用した場合は、2枚又は 2 個と数えられます。

- (6) 選挙事務所は、投票日当日においても、投票所を設けた場所の入口から 300m 以外の区域であれば設置することができます。

3 休憩所等の禁止(法 133)

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできません。

4 選挙運動を禁止されている者(法 135~137 の 3)

- (1) 選挙事務関係者(投票管理者及び選挙長等)は、在職中、その関係区域内において、選挙運動をすることができません。
- (2) 特定公務員(選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官、収税官吏及び徴税の吏員等)は、在職中、選挙運動をすることができません。
- (3) 18 歳未満の者(ただし、湯茶接待、葉書の宛名書きなどの単なる労務に使用することは差し支えありません。)
- (4) 選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したために選挙権及び被選挙権を有しない者、

又、不在者投票管理者、公務員等(特別職を含む)、教育者(私立学校の長又は教員を含む)は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

5 戸別訪問(法 138)

- (1) 何人も、選挙に関し、投票を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができません。戸別とは、選挙人宅個々のみではなく、会社、工場等を含めます。
- (2) いかなる方法であっても、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催もしくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名もしくは政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は禁止されています。

6 署名運動の禁止(法 138 の 2)

何人も、選挙に関し、投票を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができません。

7 人気投票の公表の禁止(法 138 の 3)

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはなりません。

8 飲食物の提供の禁止(法 139、197 の 2)

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。)を提供することができません。

ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、選挙運動期間中、選挙事務所において食事するために提供する弁当については、この限りではありません。

また、飲食物の提供とは、供与又は供応接待をすることをいうので、例えば、運動員が飲食物の材料を持ち込み、加工したうえ自分たちで飲食することはできますが、これを第三者に提供することはできません。

なお、次に掲げるものは例外として提供することが許されています。

(1) 湯茶及び菓子

「湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子」とは、例えば、せんべい、まんじゅう等いわゆる「お茶うけ」程度のもものとされています。

みかんやりんごなどの果物や漬物なども、通常用いられる程度を超えない限り、ここにいう菓子の類に入ります。酒、ビール、サイダー、サンドイッチのようなものは菓子ではないので提供することはできません。

また、選挙運動に従事する者が、さらに外出して茶や菓子を飲食した場合には、実費弁償として1日500円の範囲内の実費を支給することができます。

しかし、労務者に湯茶、菓子を事務所で提供することはできますが、実費の支給はできません。これらの事務所で提供した「湯茶及び菓子」については、事務員、車上運動員、手話通訳者及び労務者に支給する報酬から差し引く必要はありません。

(2) 選挙事務所における弁当の提供

弁当の提供は、次の制限にしたがって提供することができます。

- ① 立候補の届出後から投票日の前日までの間、選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対して、選挙事務所で食事をするための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものに限りです。
- ② 弁当の価格は、1人1食につき1,000円、1日につき3,000円の、両方の制限があります。なお、弁当は、選挙事務所で食べるか、遂行するために選挙事務所で提供されるものに限られているので、運動員等を料理店、食堂等へ連れて行って提供することはできません。
- ③ 提供できる弁当の数は、候補者1人当たり315食(15人分×3食×7日)の範囲内であれば、どのような配分によって提供しても自由です。

9 氣勢を張る行為の禁止(法 140)

何人も、選挙運動のため自車を連ね又は隊伍組んで往来するなどによって氣勢を張る行為をすることができません。

10 連呼行為の禁止(法 140 の 2)

何人も、選挙運動のため連呼行為をすることができません。ただし、演説会場及び街頭演説(演説を含む。)の場所においてする場合並びに午前8時から午後8までの間に限り、選挙運動用自動車の上でする「流し連呼」は差し支えありません。

連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

11 選挙運動用自動車(法 141、141 の 2、141 の 3、令 109 の 3)

- (1) 選挙運動用自車は、候補者1人について1台 候補者1人について1台使用することができます。ただし、構造上宣伝を主たる目的とするものは、使用することができません。(法 141①)
- (2) 使用できる自動車は、政令で定める乗用の自動車で、次の表のとおりです。(法 141⑥、令 109 の 3)

使用できる自動車	使用できない場合(構造上使用できない車)
・乗用定員4人以上 10 人以下の小型自動車(ワゴン型、バン型の貨客兼用自動車)	・屋根、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの(「構造上開放されている」とは、覆う設備のないことで開けっ放しになっていることをいう。したがって、いわゆるオープンカーで幌のないものはこれに該当し、使用できません。)
・乗用定員 10 人以下の乗用自動車(軽自動車含む)	・屋根の全部又は一部が構造上開閉できるもの(「構造上開閉できる」とは、開けたり閉めたりできることをいう。したがって、いわゆる幌付オープンカーはこれに該当し、使用できません。)
・四輪駆動車の自動車で車両重量 2 トン以下のもの(幌付のものは使用できます、サンルーフは走行中閉じてください。)	・上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの
・小型貨物自動車及び軽貨物自動車	

- (3) 使用する自動車には、市委員会が交付する表示板を付けなければなりません。(法 141⑤)
- (4) 選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者、運転手(1人)を除き、4人を超えてはなりません。(法 141の2①)
- (5) 選挙運動用自動車に乗車する者(候補者及び運転手を除く)は、市委員会が交付する乗車用腕章を着用しなければなりません。(法 141の2②)
- (6) 自動車に取り付けて使用できるもの(法 143⑨)

<ul style="list-style-type: none"> ① ポスター ② 立札 ③ 看板の類 	}	大きさ:縦 273cm 以内×横 73cm 以内 数:制限なし
<ul style="list-style-type: none"> ④ ちょうちん 	}	大きさ:高さ 85cm 以内 直径 45cm 以内 数:1個

※記載内容に制限はありません。
- (7) 自動車に(6)の表示物を取り付けて道路を走行しようとする場合、道路交通法第 56 条第 1 項の規定による所轄警察署長の許可が必要です。事前に日下部警察署担当部署と打合せを行ってください。
- (8) 停止している自動車の上での街頭演説、会社又は工場等に入り入れて行う演説、又、走行中の自動車上での連呼行為はできます。ただし、それぞれの種類によって規制を受けますので、該当する項目を確認してください。
- (9) 自動車の借上料、運転手の雇用料及び燃料代は、公費負担の対象となります。

12 拡声機(法 141)

- (1) 使用できる数は携帯用、車載等を通じて一そろいです。ただし、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場で別に一そろいを使用できます。
※一そろいとは、マイク1個、アンプ1個、スピーカー1個の組み合わせをいい、一体となったか拡声機は、1台で一そろいです。
- (2) 使用する拡声機には、市委員会が交付する表示板を付けなければなりません。

13 文書図画の頒布(法 142)

- (1) 選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙運動用ビラ、選挙運動用葉書だけで、そのほかのものは一切頒布できません。(法 142①)
- (2) 回覧板その他の文書図画又は看板(プラカードを含む。)の類を多数の者に回覧させることはできません。(法 142②)
- (3) インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが利用できます。(法 142の3、142の4、142の5、142の6、142の7) ※詳細は総務省チラシをご確認ください。

14 文書図画の掲示(法 143)

文書図画とは、文字や記号、絵、写真などが記載されたすべてをいいます。文書図画による選挙運動は、お金のかかる選挙の原因となりやすいことから、特に詳細に規制されています。

- (1) 選挙運動のために使用する文書図画は、次のいずれかに該当するもののほかは、掲示することができません。

- ① 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
 - ② 選挙運動用自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
 - ③ 候補者が使用する、「たすき」、「胸章」及び「腕章の類」
※候補者が着用している限り、数、規格、記載内容の制限はありません(社会通念上認められる大きさ)。
 - ④ 個人演説会場(入口含む)において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
 - ⑤ 屋内の演説会場において、その演説会の開催中掲示する映写等の類
 - ⑥ 市委員会が設置する掲示場に掲示する選挙運動用ポスター
- (2) 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類(法 143 条第 1 項第 4 号の 2 の映写等の類を除く。)を掲示する行為は、禁止行為に該当します。

15 文書図画の撤去義務(法 143 の 2)

選挙事務所の表示、選挙運動用自動車及び個人演説会の会場で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示した者は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動用自動車の使用をやめたとき、又は個人演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去しなければなりません。

16 選挙運動用ビラ(法 142、郵規 2、3)

立候補届出が完了した後、市委員会が交付する証紙(16,000 枚)を貼付したビラのみ、次のとおり頒布できます。※公費負担の対象となります。事前審査の際に規格等の確認を行います。

- (1) 枚数 候補者 1 人につき 2 種類 16,000 枚
- (2) 規格 A4 判(長さ 29.7cm×幅 21.0cm)以内
- (3) 記載事項 表面に「頒布責任者」及び「印刷者の氏名(法人にあつては名称)」及び住所を記載しなければなりません。

(4) 頒布方法

選挙運動用ビラは、頒布方法が限定され、次に掲げる方法以外の方法では頒布することができず、又、散布することができません。

- ① 新聞折り込みによる頒布
- ② 選挙事務所内における頒布
- ③ 個人演説会の会場内における頒布
- ④ 街頭演説の場所における頒布

17 選挙運動用通常葉書(法 142、郵規 2、3)

- (1) 枚数 候補者 1 人につき 8,000 枚

(2) 郵便葉書の場合

- ① 立候補届出の際、選挙長の発行した「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に山梨郵便局に提示し、「選挙用」の表示がしてある郵便葉書を無料で受け取ることができます。なお、立候補届出前に郵便葉書を買った場合は、公費負担の対象とはなりません。

せん。

- ② 発送については、立候補届出の際、選挙長の発行した「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、郵便葉書と併せて山梨郵便局へ差し出してください。

(3) 私製葉書の場合

- ① 立候補届出前に手持ちの私製葉書にあらかじめ記入、印刷等しておくことができます。
- ② 「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に山梨郵便局に提示し、手持ちの私製葉書に「選挙用」の表示を受けてください。
- ③ 発送については、立候補届出の際、選挙長の発行した「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、郵便葉書と併せて山梨郵便局へ差し出してください。

(4) 郵便によらず、通行人に手渡すなど、集配させる等の方法は違反となります。

(5) 記載内容については、特に制限はありませんが、その内容が犯罪(名誉棄損、利害誘導、選挙の自由妨害、選挙犯罪のせん導、虚偽事項等)を構成する場合は、それぞれの法律による処罰の対象となります。

(6) 1 枚の選挙運動用通常葉書を数人にあてて郵送することは、それが同一世帯内にある選挙人数人の氏名を記載することや「〇〇様(世帯主名)御家族御一行様」と記載すること等通常の使用方法による場合は差し支えありませんが、例えば、会社、工場等選挙人の多くが集合していると認められるところに対し「〇〇会社御中」とか「〇〇課御一行様」と記載し、葉書の内容が回覧、掲示等の伝達方法によらなければ了知し得ないものであるときは許されません。

(7) 選挙運動期間経過後は配達することはできませんので、余裕をもって差し出してください。

18 選挙運動用通ポスター(法 144 の 2)

(1) 市委員会でポスター掲示場を設置します(設置個所は 132 箇所、掲示場所一覧は事前審査の際に配布します。)。選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場 1 箇所について 1 枚を掲示することができ、その他の場所には一切掲示することができません。

※公費負担の対象となります。事前審査の際に規格等の確認を行います。

(2) 掲示箇所については、掲示場の区画(縦横おおむね 44cm)にあらかじめ付してある番号と、立候補届出順位番号の一致する箇所に掲示してください。

(3) ポスターを掲示できる期間は、立候補届出受理後(1 月 21 日)から投票日前日(1 月 27 日)までです。ただし、投票日の当日は新たに貼ることはできませんが、前日までに貼ったものはそのまま掲示しておくことができます。

(4) ポスターの規格等

- ① 規格 長さ 42cm 以内×幅 30cm 以内(タブロイド判)

※規格内であれば、ポスターの向き、形などはどのように用いても差し支えありません。

- ② 掲示責任者の記載

ポスター表面に、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人であるときは法人名とその所在地)が、記載又は印刷されていなければなりません。

- ③ 記載内容

内容、色刷りについても制限はありませんので、個人演説会の告知や、政見の宣伝や、直接投票依頼の文言等も記載することができます。ただし、虚偽事項や利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。

19 新聞広告(法 149、規則 19)

- (1) 候補者は、選挙運動期間中(選挙の当日は不可)にいずれか1つの新聞に2回に限り、有料で選挙に関する新聞広告を行うことができます。同じ新聞に2回掲載することも、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。
- (2) 候補者は、立候補届出の際に選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を添えて、新聞社に申し込んでください。
- (3) 新聞広告の寸法等については、横 9.6cm、縦 2 段組以内、場所は記事下に限られ、色刷りは認められていません。
- (4) 広告は、候補者でなければできませんが、内容は自由であり、候補者の政見はもとより、第三者の推薦文を入れることも差し支えなく、又、写真を掲載することもできます。

※選挙運動期間中は、有料で行うものでなくとも、新年の挨拶、寒中見舞、暑中見舞、退官挨拶、会葬御礼等の挨拶広告を行うこと(自己の選挙区内に頒布、掲示されるものに限る。)は、選挙運動用文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為とみなされます。

20 個人演説会(法 143、161～164 の 4、令 110、112)

- (1) 候補者は、公営施設及び公営施設以外の施設を使用して、個人演説会を開催することができます。
- (2) 回数の制限はありません。
- (3) 開催できるのは候補者に限れますが、演説は候補者以外の者でもできます。
- (4) 個人演説会の施設
 - ① 公営施設使用の個人演説会
 - (ア) 使用できる施設は、学校、公民館、地方公共団体が管理する公会堂及び市委員会が指定する施設です。
 - (イ) 使用する場合には、開催日前 2 日までに個人演説会開催申出書により市委員会に届け出なければなりません。したがって、開催できる日は、1 月 23 日から選挙期日の前日(1 月 27 日)までとなります。
申出のあった施設の本来の行事等に支障がなく、又、他の候補者からの申出と競合しなければ、施設の管理者から申出のあった候補者に、個人演説会の可否について通知されます。
 - (ウ) 施設の使用は、候補者 1 人につき、同一施設ごとに 1 回に限り無料です。
 - (エ) 使用時間は、1 回につき 5 時間以内(準備、片付け時間を含む。)です。
※選挙期日の前日は、学校等は投票所の設備の準備のために使用できない場合がありますので注意してください。
 - ② その他の施設使用の個人演説会
 - (ア) 民間施設、地区公民館等の施設を使用する場合は、開催しようとする施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、市委員会への申出は不要です。
 - (イ) 国もしくは地方公共団体が所有し又は管理する建物あるいは病院もしくは診療所その他の療養施設などの建物を使用することはできません。
 - (ウ) 1 回当たりの使用時間の制限はありません。
 - ③ 個人演説会の開催中は、演説会場に次の文書図画を掲示できます。

- | | | |
|----------|---|---|
| (ア)ポスター | } | 演説会場の内部:制限なし |
| (イ)立札 | | 演説会場の外 :大きさ:縦 273cm 以内×横 73cm 以内 |
| (ウ)看板の類 | | |
| (エ)ちょうちん | | 大きさ:高さ 85cm 以内、直径 45cm 以内
数:会場内外を通じて 1 個 |

(オ)屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

※これらの文書図画には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。

- ④ 選挙運動のためにする演説会は、法で定められている個人演説会の他はいかなる名目によっても開催することはできません。したがって、新聞社及び青年会議所等が主催して合同演説会を開催することはできません。

21 街頭演説(法 164 の 5～7)

- (1) 選挙運動のためにする街頭演説(屋内から街頭へ向かってする演説を含む。)は、演説者がその場にとどまり、市委員会が交付する標旗を掲げて行う場合に限り、することができます。
- (2) 何人も、午後 8 時から翌日午前 8 時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることができません。
- (3) 選挙運動のための街頭演説をする者は、学校、病院、診療所及びその他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落とすなどして、授業や療養に支障のないよう静穏の保持に努めなければなりません。また、長時間にわたり、同一の場所に留まってすることのないよう努めなければなりません。
- (4) 街頭演説において選挙運動に従事する者(候補者、運転手を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む。)は、候補者 1 人について 15 人を超えてはならず、さらにこれらの者は、市委員会が交付する乗車用腕章(4 人)及び街頭演説用腕章(11 人)を着けていなければなりません。
- (5) 街頭演説においてボイスレコーダー等の録音装置を使用して演説することができます。また、当該機器を使用する際、広く通行人に聞こえるように、拡声機を用いることは、それが法の制限内の拡声機、すなわち、市委員会から交付された表示板をつけた拡声機である限り差し支えありません。

第 5 当選人の確定及び就任期間

1 当選人の確定

- (1) 有効投票の得票数のもっとも多い者から順次に当選者とします。ただし、次の法定得票数が必要です。

$$\textcircled{\text{C}} \text{ 法定得票数} = \text{有効投票総数} \times 1/4$$

(有効投票の総数の 4 分の 1)

【参考】供託物の返還

当選した場合はもちろん、落選した場合にも、一定数の得票を得た場合には、供託物が返還されます。

$$\textcircled{\text{C}} \text{ 供託物の没収点} = \text{有効投票総数} \times 1/10$$

- (2) 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定めます。
- (3) 当選人は、その選挙の期日後において、被選挙権を有しなくなったときは、その当選が無効となります。
- (4) 当選人が決まった場合、市委員会から当選人の告知をします。この場合、次に掲げることに注意してください。
- ① 兼職禁止の職にある者が当選したときは、当選の告知を受けた日に兼職禁止の職を辞したものとみなされます。(法 103①、自治 92、141)
 - ② 市又は市が経費を負担する事業につき、市長もしくは市委員会、委員あるいはその委任を受けた者に対し請負関係にある場合は、すみやかにその請負をやめ、かつ、当選の告知を受けた日から 5 日以内に、市委員会に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選が無効となります。(法 104、自治 92 の 2、142)

2 当選人の任期

市長選挙における当選人の任期は、

令和6年2月9日から令和10年2月8日までです。

第 6 選挙運動の費用

1 選挙運動費用の制限

選挙運動に関する支出の金額は、候補者 1 人につき次の金額を超えることができません。この制限額を超えて支出すると、候補者の当選は無効となります。

$$\text{法定支出制限額} = \frac{\text{告示日現在の選挙人名簿登録者数} \times \text{人数割額}(81\text{円}) + \text{固定額}(310\text{万円})}{100\text{円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。}}$$

《参考》

$$\begin{aligned} & \text{○令和 5 年 12 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数} \quad \text{○○○人で試算} \\ \text{法定制限額} &= \text{○○○} \times 81\text{円} + 310\text{万円} \doteq 2,978,612\text{円} \\ & \Rightarrow \underline{2,979,000\text{円}} \end{aligned}$$

※市長選挙に際し、選挙時登録を行いますので、正式な額は 1 月 21 日に告示を行うとともに、立候補届出受付の際に各候補者に通知します。

2 出納責任者の選任及び届出

選挙運動では、費用の制限とともに正確な収支の報告が義務付けられています。候補者は、収支の一切の責任を負う出納責任者を 1 名選任してあたせませす(候補者本人でも可)。

- (1) 候補者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者(出納責任者)1人を選任しなければなりません。ただし、候補者が自ら出納責任者となり又は推薦届出者(推薦届出者が数人あるときは、その代表者)が候補者の承諾を得て出納責任者を選任しもしくは推薦届出者が候補者の承諾を得て自ら出納責任者となることもできます。(法 180①)
- (2) 出納責任者を選任した者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者ととともに署名捺印しなければなりません。なお、この文書は、市委員会に提出する必要はありません。(法 180②)
- (3) 出納責任者を選任した者は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び候補者の氏名を、「出納責任者選任届出書」により、市委員会に届けなければなりません。(法 180③)
- (4) 推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、上記の届出には、「出納責任者選任承諾書」を、又、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する「代表者証明書」を添えなければなりません。(法 180④)

3 会計帳簿の備付けと記載

出納責任者は、会計帳簿(収入簿、支出簿)を作成して備え付け、選挙運動に関するすべての寄附その他の収入及び支出(候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされたものを含む)を記載しなければなりません。

なお、金銭以外の物品又は財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載することとなっています。

(1) 収入の部

- ① 収入簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載します。
- ② 債務の免除、保証その他の金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載します。
- ③ 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載します。
- ④ 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載します。
- ⑤ 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記します。
- ⑥ 上記に定めるものの他、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

(2) 支出の部

- ① 支出簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載します。
- ② 支出簿には、(1)立候補準備のために支出した費用、(2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記します。
- ③ 支出簿には、(1)人件費、(2)家屋費、(3)通信費、(4)交通費、(5)印刷費、(6)広告費、(7)文具費、(8)食糧費、(9)休泊費、(10)雑費、の費目を設けて、費目ごとに記載します。
- ④ 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄にその金額を記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、もしくは消費したときは、「金銭又は見積額」欄に時価に見積もった金額を記載します。
- ⑤ 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載します。
- ⑥ 「支出の目的」欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載します。
- ⑦ 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束日現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載します。
- ⑧ 上記に定めるものの他、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

(3) 支出の費目

① 人件費

労務者並びに選挙運動のために使用する事務員、車上等運動員、手話通訳者、要約筆者として届け出た者に対する報酬です。

② 家屋費

(ア) 選挙事務所費

事務所借上料、机などの備品の購入費や借上料及び電話やインターネット回線の架設費です。

(イ) 集合会場費

主として個人演説会場の借上料、使用料です。マイクロホン等の設備や机等の備品についても使用料が発生した場合は、これも含めて計上する必要があります。

③ 通信費

電話(機器借上料及び通話料)及び事務連絡のための郵便等に要する費用です。

④ 交通費

選挙運動員、事務員、車上運動員及び労務者について生ずる交通費の実費弁償です。友人等が好意的に乗り物に乗せてくれた場合にも時価に見積り、費用の中に加算しなければなりません。選挙運動用自動車を使用するために要した支出(借上料、燃料代、オイル代、修理代、駐車場料金、運転手の雇用料等)は選挙運動費用に参入する必要はありません。

⑤ 印刷費

選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラの印刷費が主なものです。なお、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの印刷費が公費負担によって無料で作成した場合も計上してください。この場合、備考欄に「公費負担」と記載するとともに、公費負担分については、収支報告書への転記の際、「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」にも記載してください。

⑥ 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用並びに新聞広告に要する費用です。

⑦ 文具費

選挙運動のために使用した紙、筆記用具、その他選挙事務所で使用した消耗品等の費用です。消耗品の購入代だけでなく「コピー代」などもここに計上します。

⑧ 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した場合の費用及び法で認められた選挙運動員等及び労務者に対して提供する弁当料や茶菓子料です。

⑨ 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用です。

⑩ 雑費

水道代、電気代、ガス代、新聞代、食器代、クリーニング代などです。

※以上10項目に分類されていますが、選挙運動費用はこれだけに限るものではなく、およそすべての選挙運動に関する費用は、適宜10項目の中にあてはめて支出簿に記載してください。労務、資材等の無償提供を受けた場合は、寄附として収入欄に記載するとともに、支出についても同額を該当費目に記載し、「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」にも記載してください。

4 収支報告書の記載及び提出

(1) 報告書の記載要領

次の点にご注意のうえ、月日を追って記載してください。この場合、必ず前述の各費目の最後の頁に費目合計を記載してください。

なお、収支報告書の記載については、ファイル内の記載例(NO. 16)を参照してください。

① 収入の部

(ア)「備考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係るものをいう。以下同じ。)を記載してください。また、その他参考となる事項を記載することができます。

(イ) 1件 1万円を超えるものについては各件を記載し、1件 1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一つの欄に記載してください。

(ウ)「種別」欄には、寄附金、寄附又はその他の収入の別を明記してください。

(エ)「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄には員数及び単価等の金銭見積の根拠を記載してください。

② 支出の部

(ア)「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、2以上の契約がある場合には、契約ごとに記載してください。

(イ) 支出費目別に月日を追って記載してください。

(ウ)「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と、選挙運動のために支出した費用との区分を明記してください。

(エ)「支出の目的」欄には、支出の目的(事務員報酬、労務者報酬、事務所借上料等)を記載し、その内訳(員数、単価等)を「備考」欄に記載してください。

(オ)「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には、無償提供の場合の員数及び単価等の金銭見積の根拠を記載してください。

(2) 収支報告書の提出部数

収支報告書は、1部提出してください。市委員会から渡した用紙を使用する場合、黒色のペンで記載してください。

5 収支報告書の添付書類

報告書を提出するときは、領収書その他の支出を証すべき書面の写し、領収書等の書類を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」及び報告書に真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添付しなければなりません。(法 189)

※金融機関への振込みを利用し、支出した相手から領収書を徴することができなかった場合は、「振込み明細書に係る支出目的書」又は「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」と振込明細書の写しを添付してください。

6 選挙運動に関する支出とみなされないもの

次に掲げる支出は、選挙運動費用には算入されません。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者と意思を通じないで行った第三者の支出
- (2) 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じないでした第三者の支出
- (3) 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出(これは候補者本人にかかる一切の交通費は費用に計上しないということです。)
- (4) 選挙期日後において選挙運動の残務処理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (6) 主として選挙運動のために使用する自動車及び船舶のために要した支出(この中には、自動車の借上料、燃料代、オイル代、修繕代、タイヤ代並びに運転手の雇用料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等を含みますが、自動車に備え付ける拡声機の借上料及び装備(装飾)代は含まれません。)

※以上の項目が選挙運動費用から除外されておりますので、記載する必要はありません。なお、供託金も記載する必要はありません。また、候補者の日常生活と密接な関係にある費用は選挙運動費用から除外されます。例えば「候補者の自宅を選挙事務所に使用したとき」などは費用に加算しなくても結構です。

7 収支報告書の公表

収支報告書を受理した後、市委員会はその収支報告書の要旨を公表します。この収支報告書は、受理された日から3年間保存され、この間はだれでも閲覧することができます。

8 会計帳簿及び書類等の保存義務

出納責任者は、会計帳簿、寄附に関する明細書及び領収書その他の支出を証する書面を、収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。

9 収支報告書の提出期限

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ(1)(2)に掲げる期限までに市委員会に提出しなければなりません。

- (1) ①選挙期日の告示の前日まで、②選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで及び③選挙の期日経過後になされた寄附その他の収入及び支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に(2月12日(月)まで)
- (2) (1)の精算届出後にされた寄附その他の収入及び支出については、その寄附その他の収入及び支出がなされた日から7日以内に

甲州市長選挙における「選挙運動員又は労務者に対する実費弁償及び報酬の額」

区 分		一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準	一人に対し支給することができる報酬の額の基準	留 意 事 項
選挙運動に従事する者	一般の選挙運動員	イ 鉄道費 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	報酬を支給することはできない。	◎候補者一人について、一日当たりの報酬を支給することができる者の員数 ◎指定都市以外の市の長の選挙にあつては、12人（異なる者の延人数60人） ◎超過勤務手当を支給することはできない。 ◎選挙運動に従事する者に弁当を提供した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、一日当たりの弁当料の制限額から、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内である。
	選挙運動のために使用する事務員	ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 ニ 宿泊料 （食料2食分を含む。） 一夜につき 12,000円	一人一日につき 10,000円以内	
	専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」等の車上等運動員）、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者	ホ 弁当料 一食につき1,000円 一日につき3,000円 ヘ 茶菓料 一日につき500円	一人一日につき 15,000円以内	
	選挙運動のために使用する労務者	イ 鉄道費 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 ニ 宿泊料 （食料を含まない。） 一夜につき 10,000円	イ 基本日額 10,000円以内 ロ 超過勤務手当 一日につき 基本日額の5割以内	◎労務者に対して弁当を提供した場合は、基本日額から弁当の実費額を差し引いた額を支給しなければならない。 ◎弁当料、茶菓料は支給できない。 ◎基本日額とは、日当の意味であり、10,000円という額は、8時間の労働に対し支給するものである。

(参考)

- ① 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動のために雇い入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事するものであり、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれない。
また、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画する者はもちろん、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者も、事務員には含まれない。
- ② 「専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者である。
- ③ 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙運動を行うことなく、立候補の準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務(例:葉書の宛名書及び発送、自動車の運転等)に従事する者である。

※ 上記の制限に違反すると、多くの場合は、買収の推定を受けることになるので十分留意する必要がある。

<この手引きについての問い合わせ先>

甲州市選挙管理委員会

TEL 0553-32-5041

FAX 0553-32-1818

e-mail : soumu@city.koshu.lg.jp